

教育基本法「改正」に慎重な審議を求める意見書

文部科学省の「新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方」の諮問について、中央教育審議会は、2003年3月に「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育てるため、伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心などの理念を加えること」等の答申を行っている。

教育基本法は、文字通り基本であり、他の教育に関する法令のすべてが教育基本法に基づいて制定されている。

また、教育基本法は、憲法と一体的に制定されており、憲法と切り離し、その精神と遊離した改正は整合性を損なうものである。

よって、政府においては、教育基本法の改正について、慎重な審議及び国民的な論議と合意形成を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年(平成15年)6月30日

高 砂 市 議 会